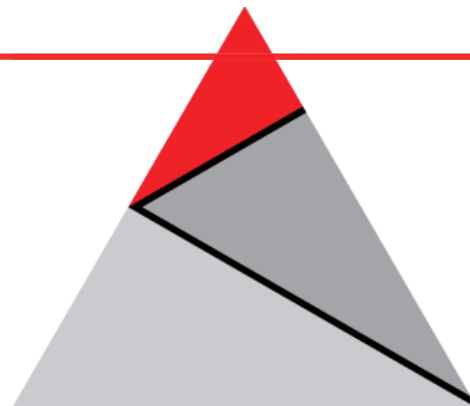


弁理士試験
総合講義

特許法・
実用新案法
第1分冊

AGAROOT
ACADEMY



目次

第1編 特許法

第1章	法目的	4頁
第2章	特許要件	7頁
第3章	特許権発生前の法的保護	69頁
第4章	特許権取得の手續	102頁
第5章	特許権	183頁
第6章	特許権の移転請求	230頁
第7章	実施権	235頁
第8章	特許権の存続期間の延長登録制度	
第9章	特許権の侵害	
第10章	審判	
第11章	特許異議の申立て	
第12章	訴訟	
第13章	再審	
第14章	国際出願	

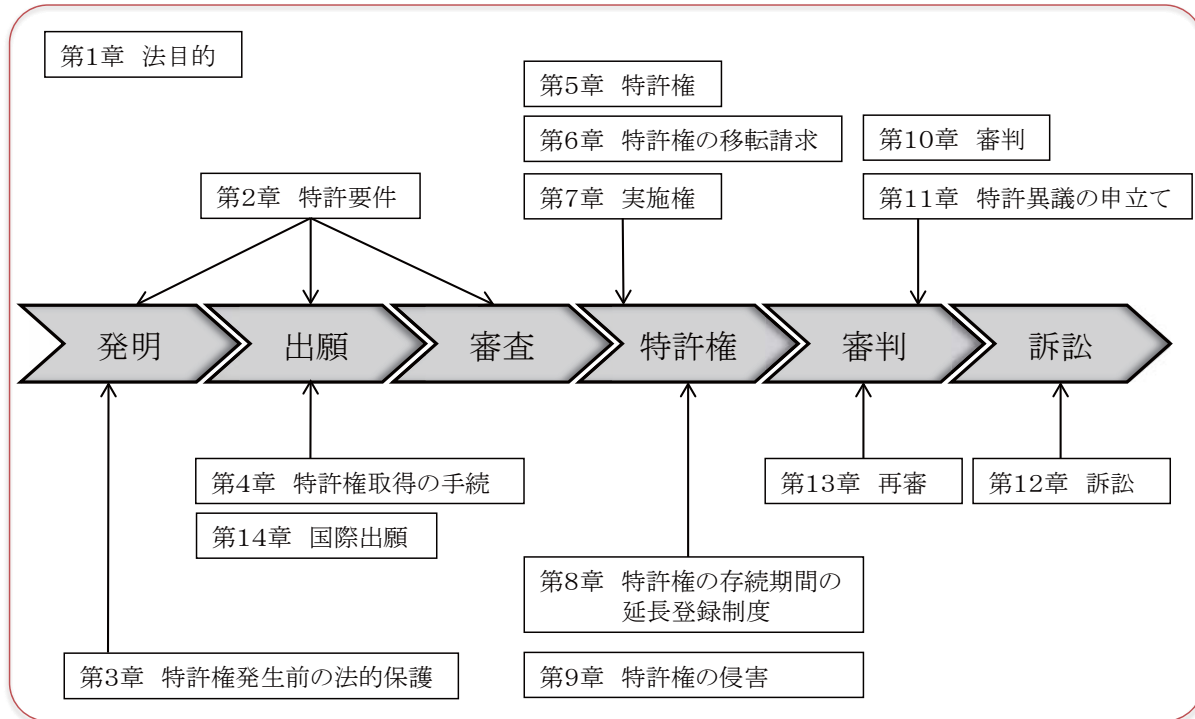
第2編 実用新案法

第1章	法目的	
第2章	保護対象	
第3章	権利取得までの手續	
第4章	実用新案技術評価制度	
第5章	実用新案権	
第6章	実用新案登録無効審判	
第7章	訂正	
第8章	国際実用新案登録出願	

第1編 特許法

第2編 実用新案法

概略



第1章 法目的

第1編 特許法

■第1章 法目的

- 第2章 特許要件
- 第3章 特許権発生前の法的保護
- 第4章 特許権取得の手続
- 第5章 特許権
- 第6章 特許権の移転請求
- 第7章 実施権
- 第8章 特許権の存続期間の延長登録制度
- 第9章 特許権の侵害
- 第10章 審判
- 第11章 特許異議の申立て
- 第12章 訴訟
- 第13章 再審
- 第14章 国際出願

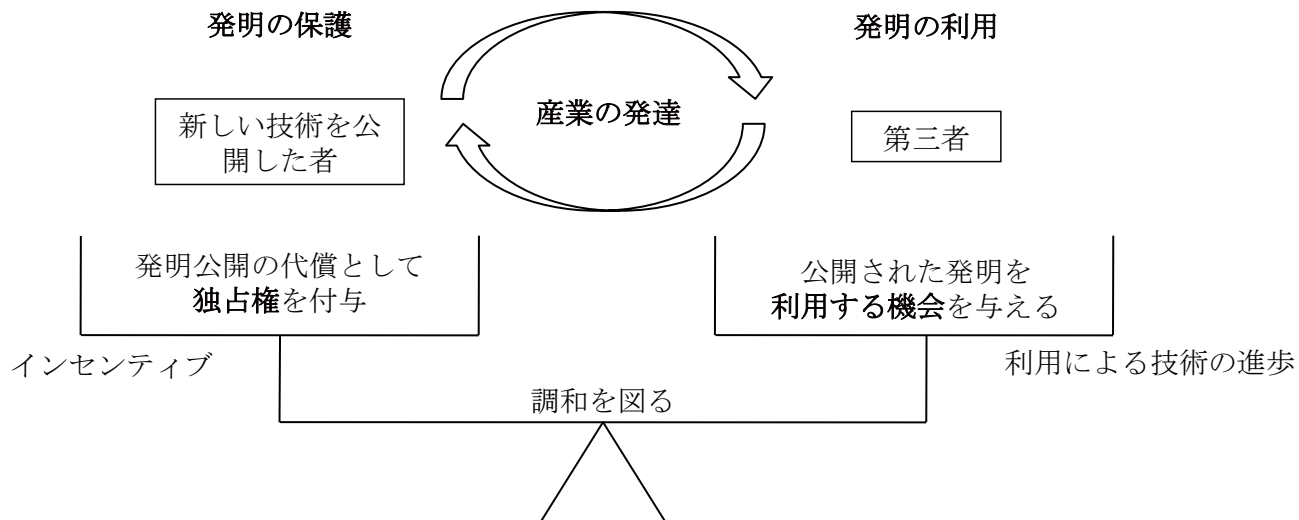


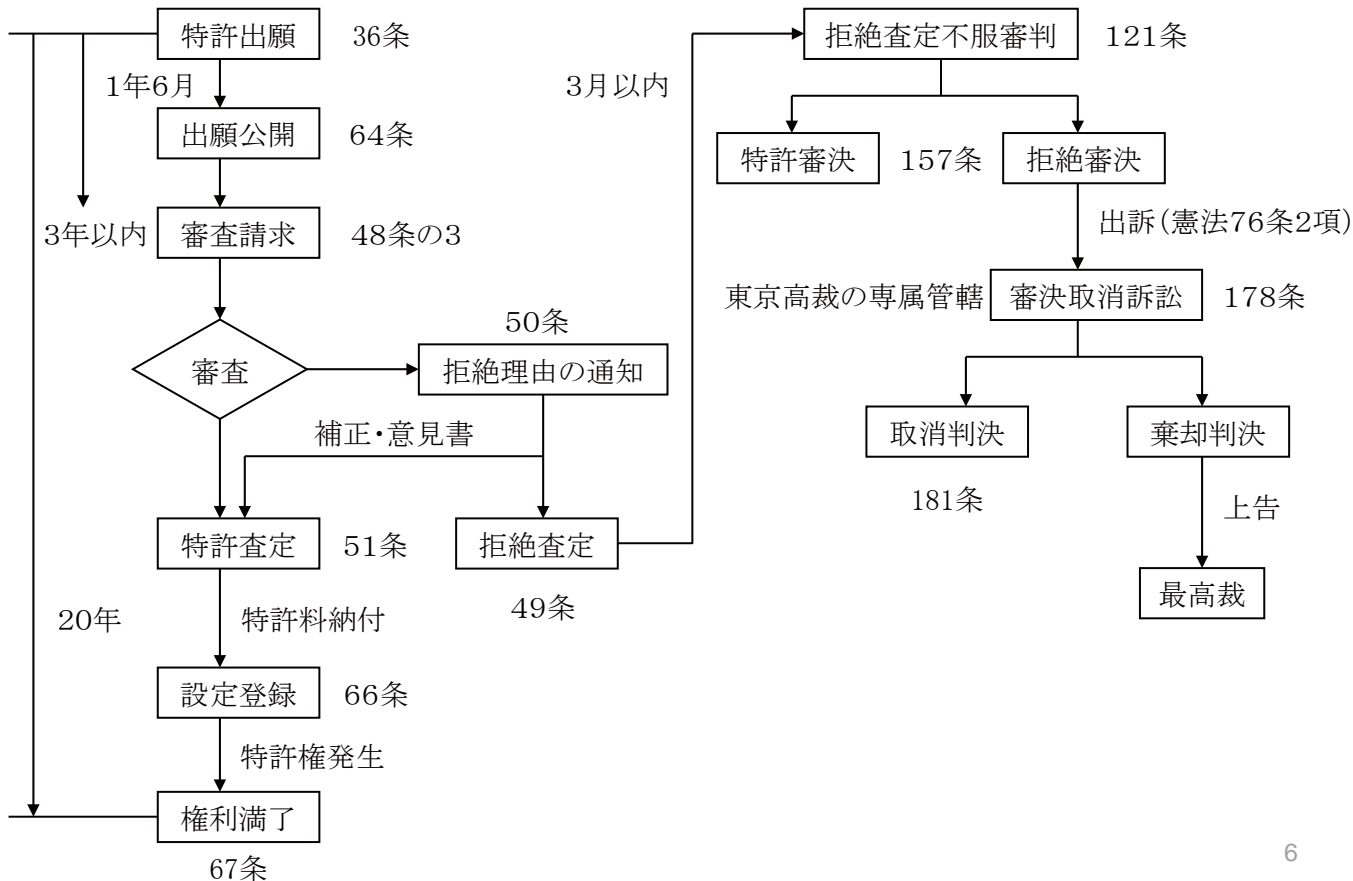
法目的

1 条

この法律は**発明の保護及び利用**を図ることにより、発明を**奨励**し、もつて**産業の発達に寄与**することを目的とする。

1 条自体が試験で問われることはないが、他の条文はすべて本条の目的に帰ってくる





第2章 特許要件

第1編 特許法

- 第1章 法目的
- 第2章 **特許要件**
- 第3章 特許権発生前の法的保護
- 第4章 特許権取得の手続
- 第5章 特許権
- 第6章 特許権の移転請求
- 第7章 実施権
- 第8章 特許権の存続期間の延長登録制度
- 第9章 特許権の侵害
- 第10章 審判
- 第11章 特許異議の申立て
- 第12章 訴訟
- 第13章 再審
- 第14章 国際出願

- | | |
|-----|-------|
| 第1節 | 主体的要件 |
| 第2節 | 客体的要件 |
| 第3節 | 手続的要件 |



特許要件

49条

審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第17条の2第3項又は第4項に規定する要件を満たしていないとき。
- 二 その特許出願に係る発明が第25条、第29条、第29条の2、第32条、第38条又は第39条第1項から第4項までの規定により特許をすることができないものであるとき。
- 三 その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。
- 四 その特許出願が第36条第4項第1号若しくは第6項又は第37条に規定する要件を満たしていないとき。
- 五 前条の規定による通知をした場合であつて、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によつてもなお第36条第4項第2号に規定する要件を満たすこととならないとき。
- 六 その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。
- 七 その特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していないとき。

定義

- － 特許権取得のために必要とされる要件

49条各号以外の理由では拒絶されない（限定列举）

- － 審査官の恣意性を排除するため

第1節 主体的要件